

令和6年度渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金
交付要領

令和6年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	高齢者世帯への振り込め詐欺被害、悪質な電話勧誘等の予防又は抑止するため、詐欺被害等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）の購入又は設置に要した費用の一部を補助します。
内容	<p>補助対象者</p> <p>電話機等を購入した次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されていること。</p> <p>(2) 補助金を申請する日の属する年度の末日において満65歳以上の者又はその属する世帯の構成員であること。</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(4) 市税の滞納がない者であること。</p> <p>(5) 過去に渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金の交付を本人又は、世帯員が受けていないこと。</p> <p>補助対象経費</p> <p>次に掲げる条件を満たす電話機等の購入又は設置費です。</p> <p>(1) 補助対象者が居住する住居に購入又は設置をするものであること。</p> <p>(2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能を有するものであること。</p> <p>2 補助金の交付の対象となる電話機等は、補助対象者が属する世帯につき1台限りとする。</p> <p>交付金額</p> <p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を限度とします。</p> <p>上記の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>予算額</p> <p>この補助金の事業全体の補助限度額は、290,000円です。</p> <p>限度に達した時点で受付を終了します。</p> <p>交付申請の方法、 交付時期等 手続</p> <p>購入又は設置前に渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金事前申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p>

等	<p>(1) 購入又は設置する予定の物の機能が確認できる書類(カタログ、取扱説明書等)の写し</p> <p>(2) 住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書の写し</p> <p>申込書の提出を受けたときは、当該申込内容について必要な審査を行い、補助金対象の可否を決定し、申請者へ通知します。</p> <p>購入後3か月以内に、渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金請求書(様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。)に購入した物の領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類を添えて提出してください。</p> <p>提出の方法は、申込書、申請書兼申込書ともに必要書類を書面により危機管理室窓口を持参又は、郵送で提出するか、必要書類の電子データを添付した電子メールを危機管理室に送付するかいずれかとします。</p> <p>申請者は、申請を第三者に委任することができます。申請者は、委任状(様式第4号)を提出してください。</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、確定の時期等	<p>申請のあった日から30日以内に交付決定及び確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。</p> <p>補助金の交付が決定したときは、渋川市補助金交付決定及び補助金確定通知書(様式第3号)により通知します。</p>
請求の方法等	<p>渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金請求書に購入した物の領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類を添えて、請求してください。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p> <p>(3) 補助金の交付を受けて購入し、又は設置した電話機等は、補助金の交付の日から3年間は、市長の承認を受け</p>

	ないで補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
申請書等の様式	渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金事前申込書（様式第1号） 渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金請求書（様式第2号） 渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号） 委任状（様式第4号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
取扱担当課	渋川市役所危機管理室（本庁舎） 電話 0279-22-2130（直通） 0279-22-2111（内線1143） メールアドレス anshin@city.shibukawa.gunma.jp